

事務連絡
平成 30 年 12 月 25 日

各地方公共団体
ご担当者 各位

内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局
内閣府地方創生推進事務局
文化庁

文化財活用事業に係る 2019 年度地方創生推進交付金（第 1 回）の活用について

文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 42 号）が平成 30 年 6 月 8 日に公布され、平成 31 年 4 月 1 日から施行されることとなりました。

改正後の文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号。以下「法」という。）においては、地域における文化財の総合的かつ計画的な保存及び活用を図るため、

- ・都道府県による文化財保存活用大綱の策定（法第 183 条の 2）
- ・市町村が作成する文化財保存活用地域計画の文化庁長官による認定（法第 183 条の 3）

等が制度化されました。

地方公共団体において、文化財を地域資源として活かした地方創生の取組を促進するため、地方創生推進交付金を活用することも考えられることから、文化庁長官の認定を受けた文化財保存活用地域計画に記載された事業が、一定の要件を満たした上で地方創生推進交付金に申請された場合については、弾力的な取扱いを行うこととします。

つきましては、2019 年度における当該取扱いに関しては、以下に留意して地方創生推進交付金及び地域再生計画の申請をお願いします。なお、その際、

- ・地方創生推進交付金の申請に当たっては、平成 30 年 12 月 21 日付内閣府地方創生推進事務局発事務連絡「2019 年度地方創生推進交付金（先駆タイプ、横展開タイプ）に係る実施計画等の作成及び提出について」（以下「地方創生推進交付金事務連絡」という。）を、
- ・地域再生計画の申請に当たっては、平成 30 年 12 月 21 日付内閣府地方創生推進事務局発事務連絡「第 51 回地域再生計画の認定申請に係る事前相談及び認定申請受付について（通知）」（以下「地域再生計画事務連絡」という。）

を、それぞれ、確認いただき、内閣府地方創生推進事務局に対し、必要な手続きを遺漏なく行うようお願いいたします。

1. 文化財活用事業における地方創生推進交付金の活用について

(1) 基本的な考え方

地方創生推進交付金は、以下の要素をすべて満たす事業を支援することとしている。

- ① 地方版総合戦略に位置付けられた地方公共団体の自主的・主体的な取組であること。
- ② 先導的な事業として、自立性、官民協働、地域間連携、政策間連携等の要素を有する事業であること。
- ③ 事業毎に、ふさわしい具体的な重要業績評価指標 (KPI) を設定し、PDCAサイクルを整備していること。

(参考)「地方創生事業実施のためのガイドライン」

URL:https://www.chisou.go.jp/sousei/pdf/h300427suisin_guideline.pdf

(2) 地方創生推進交付金の活用が想定される事業の具体的内容

法に基づく文化財の保存・活用を促進するために、地方創生推進交付金を活用して行う事業（以下「文化財活用事業」という。）としては、上記（1）の要素を満たす、地方公共団体が実施する文化財を活用した交流人口の増加、まちの賑わいの創出、伝統産業の振興、移住促進や観光振興等に関する事業が想定される。なお、法第 192 条の 2 に基づき市町村が指定する文化財保存活用支援団体や文化財の保存・活用に取り組む民間主体が行う事業についても、地方公共団体からの助成事業等として活用が想定される。

(3) 留意点

地方創生推進交付金は、国による固有の補助金の交付を既に受けている、又は受けることが確定している事業には、充当することはできない。また、国による補助制度の対象となる可能性のある事業については、国による補助事業の活用を優先させることとする。とりわけ、国指定等文化財の修理・整備や史跡等の買上げ等¹については、文化庁による補助の対象となり得ることから、地

¹ ・国指定等文化財の修理 重要文化財に指定された建造物及び美術工芸品（国宝に指定されたものを含む）の修理（重要文化財等修理・防災事業）、登録有形文化財建造物の修理工事（登録有形文化財建造物修理事業）、史跡名勝天然記念物の保存修理工事（歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業）等

・国指定等文化財の整備 重要文化財に指定された建造物及び美術工芸品（国宝に指定されたものを含む）の活用事業（重要文化財等保存活用整備事業）、史跡名勝天然記念物の環境整備（歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業）等

・史跡等の買上げ 重要文化財に指定された建造物の買上げ（重要文化財建造物等買上費国庫補助）、史跡名勝天然記念物に指定されている民有地の買上げ（史跡等購入費国庫補助金）等

地方創生推進交付金においては、都道府県指定文化財や市町村指定文化財、未指定文化財等が主な対象と想定される。なお、国指定等文化財についても、文化庁による補助対象とならない取組については、地方創生推進交付金の対象となる可能性があるため、不明な点については、下記担当に問い合わせ願いたい。

2. 弾力措置の内容

(1) 適用要件

文化財活用事業が法第 183 条の 2 第 1 項に基づき都道府県が定めた文化財保存活用大綱（市区町村のみの事業の場合を除く。）及び法第 183 条の 3 第 5 項に基づき文化庁長官の認定を受けた文化財保存活用地域計画に記載されていること。

ただし、事業内容に地方公共団体以外の者が所有する文化財への支援が含まれる場合にあつては、以下の要件を満たす必要がある。

- ① 支援対象となる文化財が文化財保存活用地域計画に記載されていること。
- ② 文化財の保存・活用に関する事業が単なる修繕等への補助ではなく、その活用に向けた他のソフト事業と組み合わせて、文化財の更なる活用を推進するものであること。

(2) 弾力化の内容

- ① 申請事業数の上限目安（都道府県：原則 9 事業、中枢中核都市：原則 7 事業、市区町村：原則 5 事業）を超える申請を可能とする。
- ② 総事業費に占めるハード事業の割合が 5 割以上（上限 8 割未満）の事業について、申請事業数の上限目安（都道府県：3 事業、中枢中核都市 2 事業、市区町村：1 事業）を超える申請を可能とする。

3. 実施計画及び地域再生計画の提出等に当たっての留意事項

(1) 手続き等

地方創生推進交付金及び地域再生計画の申請に当たっては、それぞれ、地方創生推進交付金事務連絡及び地域再生計画事務連絡に示された手続きを行うこと。ただし、下記赤字・下線の事項については、取扱いが異なるため注意すること。

(2) 事前相談

本件に係る地方創生推進交付金及び地域再生計画の事前相談受付期間は、2018 年 12 月 21 日（金）から 2019 年 1 月 10 日（木）までとする。この期間

に受け付けた事前相談への回答は 2019 年 1 月 21 日（月）までに行う予定である。事前相談は、メールにより後述の窓口まで連絡すること。

※本弾力措置分に係る市町村からの事前相談については、都道府県での取りまとめは不要

(3) 提出期間

地方創生推進交付金及び地域再生計画の提出期間については、事務連絡のとおり、地方創生推進交付金は 2019 年 1 月 22 日（火）から 2019 年 1 月 24 日（木）午後 3 時、地域再生計画は 2019 年 1 月 22 日（火）から 2019 年 1 月 25 日（金）午後 5 時までとする。また、提出先は同事務連絡に記載の提出先と同様となる。

※本弾力措置の取扱いを受けようとする場合には、上記の提出にあわせて、後述の窓口にもメールにて提出すること

(4) 地方創生推進交付金の実施計画

の記載（留意点）

地方創生推進交付金の実施計画における事業タイプ及び事業分野については、事業内容を踏まえて適当なものを選択すること。

また、本弾力措置の取扱いを受けようとする場合には、実施計画において、「文化財保存活用地域計画に係る事業」の該当の有無」欄に、該当する旨を記載すること。

(5) 文化財保存活用地域計画等の提出（留意点）

本弾力措置の取扱いを受けようとする場合には、地方創生推進交付金による文化財活用事業を記載し文化庁長官の認定を受けた文化財保存活用地域計画等を地方創生推進交付金の申請時に提出することが必要である。（都道府県が地方創生推進交付金を申請する場合には、市区町村の文化財保存活用地域計画と併せて文化財保存活用大綱も提出することが必要である。）

なお、2019 年度第 1 回募集に限り、文化財保存活用地域計画等の案の提出をもって受け付けることとし、文化庁長官の認定を受けた際には、当該認定文化財保存活用地域計画を速やかに提出することが必要である。

4. その他

本件について不明な点等があれば、後述の窓口まで連絡いただきたい。なお、通常の地方創生推進交付金及び地域再生計画に関する問合せについては、それぞれ内閣府地方創生推進事務局の担当者（地方創生推進交付金事務連絡及び地

域再生計画事務連絡に記載)まで連絡すること。

【本件に関する問合せ先・事前相談先】

文化庁 赤間、手嶋

TEL : 03-6734-2864

MAIL : b-chihou@mext.go.jp